

(4) サービスの質の確保・向上

①情報開示の標準化

すべての介護サービス事業者に事業所情報の開示が義務づけられました。

②事業者規制の見直し

指定の更新制の導入、指定にあたっての欠格要件の見直しなどが行われました。

③ケアマネジメントの見直し

地域包括支援センターの創設により、包括的・継続的ケアマネジメントが強化されます。

ケアマネジャーの資格更新制の導入などでケアマネジャーの資質向上を図ります。また、一人当たりの標準担当件数の引き下げにより、独立性・中立性の確保を図ります。

6) 介護保険制度のしくみ

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と、国・都道府県・市町村からの公費（税金）を財源として、介護が必要となった方に介護サービスを提供し、利用者本人と家族を支援する制度です。地域の特性に合わせ、市町村が保険者となって主体的に運営しています。

